

国及び兵庫県の第4期教育振興基本計画について

● 国の計画概要

- 令和5年6月に、国の第3期教育振興基本計画（令和5年度～9年度）が閣議決定された。
- コロナ過であった第3期計画期間中の教育の成果と課題、社会情勢・教育環境の変化を踏まえ、第4期計画においては、「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとして掲げている。
- 5つの基本的な方針の下、実効性のある教育政策を進めるため、「目標」「基本施策」「指標」を整理するとともに、持続的改善のために客観的な根拠を重視しつつ、実行プロセスでは、政策や指標は柔軟に見直しを行うことが重要としている。

● 兵庫県の計画概要

- 令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間を計画期間としている。
- 第3期プランに基づき、県がこれまで取り組んできた教育の成果と課題、子どもたちを取り巻く社会情勢・教育環境の変化を踏まえ、子どもたちが将来の夢や目標に向かって主体的にキャリア形成と自己実現を図ることをめざし、第4期プランの基本理念に“「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成”を重点テーマとして加えている。
- 基本理念の実現に向けて、教育行政機関、学校、教職員、社会教育施設、家庭、地域及び県民はもとより、社会教育団体、青少年団体、その他の教育に関わる団体やNPO、ボランティア、企業や民間事業者等が、各主体の責任と役割を担い、連携・協力しながら教育に取り組むことを掲げている。

● 国及び兵庫県、第3期及び第4期の比較

- 国、兵庫県いずれも基本理念や目標、施策の基本的方向性等については、全体を通じて、基本的に第3期計画を継承するとともに、成果と課題を踏まえたうえで整理され、第4期計画から5年かけて達成するよう、位置づけられている。
- 国、兵庫県いずれも、目指すべき姿の実現は未だ途上にあるとして、これまでの取組を一層強化したり、子どもたちを取り巻く社会情勢・教育環境の変化を鑑み、力点の置き所や位置づけを変更したりする形で、第4期計画の方向性を設定している。
- 国、兵庫県の第4期計画に掲げられている施策の大半は、現行の「かがわ教育ビジョン」においても施策として掲げている。